

# 国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について

## 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に、学長が定める割合を増減できるとしている。

### 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年1月1日から本給月額を0.3%減額改定した。

理事

平成18年1月1日から本給月額を0.3%減額改定した。

理事(非常勤)

改定なし

監事

平成18年1月1日から本給月額を0.3%減額改定した。

監事(非常勤)

改定なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,224	千円 13,740	千円 5,484	千円 0		
理事 (4 <sup>11</sup> /12人)	千円 71,299	千円 49,500	千円 20,375	千円 512(調整手当) 282(通勤手当) 630(単身赴任手当)	5月16日 1名	
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,334	千円 1,334	千円 ( )	千円 ( )		
監事 (1人)	千円 13,198	千円 9,387	千円 3,747	千円 64(通勤手当)		3月31日 1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 288	千円 288	千円 ( )	千円 ( )		

年度途中で就任した理事については、1月を<sup>1</sup>/<sub>12</sub>人と換算して記載した。

調整手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者が、その従前の機関・法人等において、国家公務員の調整手当(それに相当するものを含む)の支給を受けていた場合に、その支給を役員就任後も一定期間保障するものである。(国家公務員の調整手当とは、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する国家公務員に支給されるものである)

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当なし
理事	千円	年	月			該当なし
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし
監事	千円	年	月			該当なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を図り、職員数の抑制を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定の結果等を基礎資料とした勤務成績により昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

職員給与と規則を一部改正し、平成18年1月1日から本給表の本給月額の水準を約0.3%減額改定し、初任給調整手当及び扶養手当の月額を引き下げた。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,941	44.8	7,108	5,161	43	1,947
事務・技術	440	44.2	5,790	4,239	57	1,551
教育職種(大学教員)	939	48.4	8,744	6,305	44	2,439
医療職種(病院医師)	0					
医療職種(病院看護師)	331	36.5	4,949	3,636	24	1,313
技能・労務職種	27	53.8	5,277	3,866	69	1,411
海事職種	19	48.8	7,806	5,661	0	2,145
海技職種	26	47.1	5,912	4,323	0	1,589
教育職種(附属高校教員)	23	38.2	7,042	5,213	50	1,829
教育職種(附属義務教育学校教員)	55	36.9	6,278	4,653	28	1,625

医療職種 (医療技術職員)	人 78	歳 42.0	千円 5,572	千円 4,066	千円 59	千円 1,506
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

「常勤職員」には、在外職員、任期付職員及び再任用職員は含まれない。

「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。

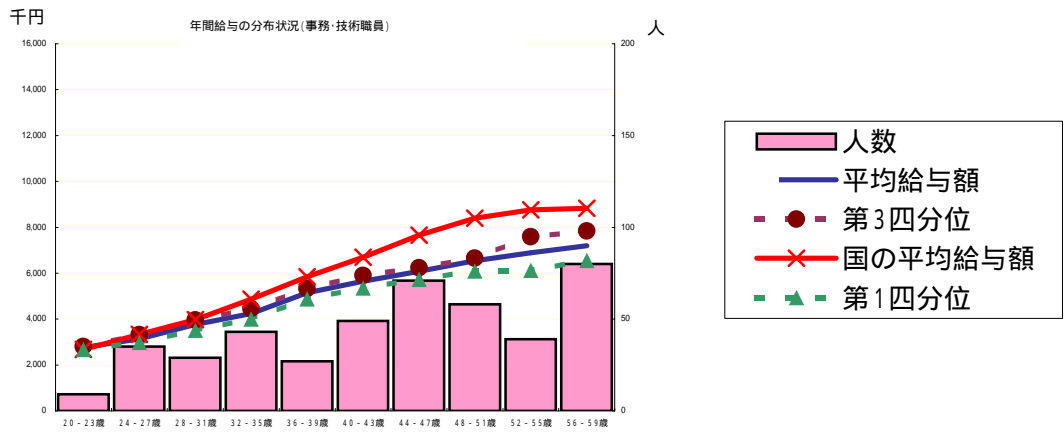
「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

「その他医療職種(医療技術職員)」及び「その他医療職種(看護師)」については該当事者がそれぞれ2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数のみ記載している。

非常勤職員	人 63	歳 42.8	千円 3,290	千円 2,524	千円 57	千円 766
事務・技術	人 37	歳 44.6	千円 3,217	千円 2,393	千円 61	千円 824
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 35.5	千円 2,969	千円 2,969	千円 59	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 12	歳 50.0	千円 3,682	千円 2,745	千円 59	千円 937
医療職種 (病院医療技術職員)	人 8	歳 29.4	千円 3,279	千円 2,464	千円 33	千円 815

「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は、該当事者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

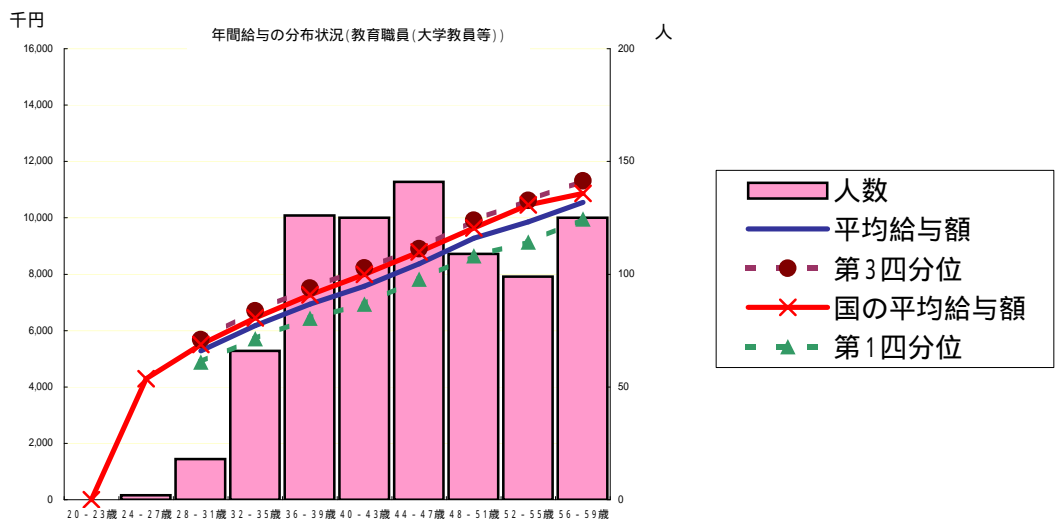


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	5	54.3	10,060	10,817	11,349
課長	23	55.8	8,007	8,481	8,869
課長代理	36	55.3	7,361	7,635	7,872
係長	181	49.2	5,964	6,254	6,540
主任	92	42.7	4,823	5,325	5,726
係員	103	29.9	3,135	3,655	4,081

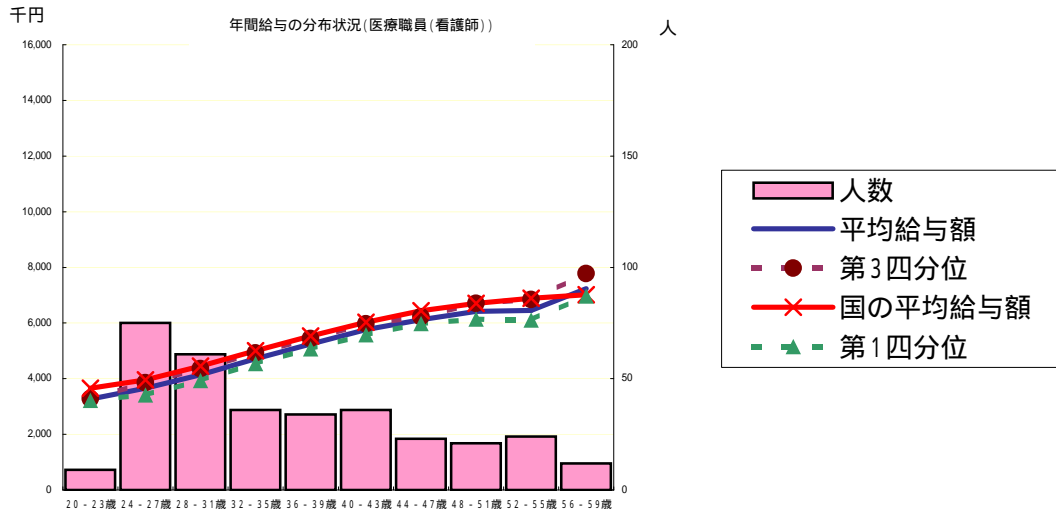
「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。



(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	366	56.4	10,065	10,559	11,092
助教授	270	45.5	7,811	8,312	8,911
講師	71	46.5	7,614	8,069	8,534
助手	223	39.6	6,092	6,465	7,002
教務職員	9	39.8	4,500	5,035	5,567

上記分布状況中、24歳・27歳については該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるため、平均給与額は省略している。



(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ <sup>1</sup>	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		—	—		—	—
副看護部長	4	57.0	—	—	7,809	—	—
看護師長	27	52.9	6,763	6,878	6,878	6,993	6,993
副看護師長	57	44.5	5,765	6,086	6,086	6,502	6,502
看護師	240	32.1	3,651	4,360	4,360	4,919	4,919
准看護師	2		—	—		—	—

看護部長及び准看護師については該当者がそれぞれ2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数のみ記載している。  
副看護部長については該当者が4名であるため、四分位は省略した。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長
人員 (割合)	440 人	47 人 (10.7%)	75 人 (17.0%)	227 人 (51.6%)	47 人 (10.7%)	25 人 (5.7%)	14 人 (3.2%)
年齢 (最高・最低)		30 ~ 21	50 ~ 27	59 ~ 35	59 ~ 48	59 ~ 48	59 ~ 46
所定内給 与年額 (最高・最低)		2,715 ~ 1,950 千円	3,839 ~ 2,393 千円	5,291 ~ 3,282 千円	6,525 ~ 4,545 千円	6,931 ~ 5,271 千円	7,160 ~ 5,976 千円
年間給与 額 (最高・最低)		3,633 ~ 2,655 千円	5,207 ~ 3,260 千円	7,143 ~ 4,550 千円	8,641 ~ 6,382 千円	9,343 ~ 7,240 千円	9,711 ~ 8,267 千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長、事務局長	部長、事務局長	部長、事務局長
人員 (割合)	5 人 (1.1%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢 (最高・最低)	59 ~ 50 歳			
所定内給 与年額 (最高・最低)	8,828 ~ 6,878 千円			
年間給与 額 (最高・最低)	12,129 ~ 9,603 千円			

8級、9級、10級については、公表対象となる者がなかったため空欄としている。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	939 人	9 人 (1.0%)	223 人 (23.7%)	74 人 (7.9%)	267 人 (28.4%)	366 人 (39.0%)	0 人 (%)
年齢 (最高・最低)		53 ~ 24 歳	63 ~ 27 歳	64 ~ 31 歳	64 ~ 31 歳	64 ~ 41 歳	
所定内給 与年額 (最高・最低)		4,531 ~ 2,299 千円	5,803 ~ 3,024 千円	7,090 ~ 4,091 千円	7,611 ~ 3,945 千円	9,355 ~ 5,726 千円	
年間給与 額 (最高・最低)		6,217 ~ 3,134 千円	7,693 ~ 4,133 千円	9,247 ~ 5,595 千円	10,264 ~ 5,931 千円	13,298 ~ 8,011 千円	

6級については、公表対象となる者がなかったため空欄としている。

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師、副看護師長、看護師長	看護師長、副看護師長	副看護師長	看護部長	看護部長
人員(割合)	331人	2人 (0.6%)	240人 (72.5%)	57人 (17.2%)	27人 (8.2%)	4人 (1.2%)	1人 (0.3%)	0人 (%)
年齢(最高・最低)			58歳 ~ 23	56歳 ~ 35	59歳 ~ 45	59歳 ~ 55		
所定内給与年額(最高・最低)			千円 4,807 ~ 2,249	千円 5,086 ~ 3,625	千円 5,214 ~ 4,651	千円 5,752 ~ 5,707	千円	千円
年間給与額(最高・最低)			千円 6,654 ~ 3,073	千円 7,036 ~ 4,996	千円 7,251 ~ 6,521	千円 7,870 ~ 7,777	千円	千円

1級及び6級については該当者がそれぞれ2名以下であり、当該個人に関する情報が特定されるため、人員数と人員割合のみ記載している。  
7級については、公表対象となる者がなかったため空欄としている。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	68.7%	67.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.9%	31.3%	33.0%
	最高・最低	46.1-31.1%	42.3-28.4%	44.1-29.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6%	69.6%	68.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4%	30.4%	31.8%
	最高・最低	40.4-30.1%	37.3-27.5%	36.8-28.7%

教育職員(大学教員等)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	67.2%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.9%	32.8%	34.7%
	最高・最低	46.7-31.7%	42.4-29.1%	42.9-30.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.4%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.6%	30.6%	32.0%
	最高・最低	42.9-30.8%	42.9-28.1%	42.9-29.4%

医療職員(看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 67.0	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 33.0	% 35.0
	最高・最低	% 46.7-33.3	% 39.1-30.4	% 42.9-31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.9	% 32.4
	最高・最低	% 40.4-31.2	% 37.3-28.4	% 36.8-29.7

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

83.2
96.2

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))  
対他の国立大学法人等

95.3
94.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))  
対他の国立大学法人等

94.7
97.2

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平 成16年度)からの増 減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	16,752,493	16,771,343	18,850 ( 0.0 )	18,850 ( 0.0 )
退職手当支給額 (B)	1,967,355	1,249,241	718,114 ( 57.5 )	718,114 ( 57.5 )
非常勤役職員等給与 (C)	2,480,588	2,398,119	82,469 ( 3.4 )	82,469 ( 3.4 )
福利厚生費 (D)	2,347,075	2,320,356	26,719 ( 1.2 )	26,719 ( 1.2 )
最広義人件費 (A + B + C + D)	23,547,511	22,739,059	808,452 ( 3.6 )	808,452 ( 3.6 )

本学の財務諸表の附属明細書の「17役員及び職員の給与明細」は、法定福利費及び賞与引当金繰入額を含めた額を記載しているため、本表とは一致しない。

「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額は、職員退職後の採用抑制等により前年度に比べ約1,900万円減少した。最広義人件費は対前年度3.6%増で主に退職手当支給額増によるもので定年退職者の増が主たる要因である。
- 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況  
 )中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことが示された。  
 )これを受けて、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることを中期計画に定めた。
- 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額 16,752,493 千円  
 基準年度(平成17年度)の人件費予算相当額 17,107,927 千円

法人が必要と認める事項

特になし